

第一 棚田地域の振興の目標

岡山県の棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、棚田オーナー制度や交流イベントの開催等による棚田の保全や美しい景観を利用した観光の促進などに取り組む地域もあり、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

こうしたことから、棚田地域の振興については貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るに当たっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興に資する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

(1) 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域への都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組む。また、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、住居や働き口を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備する。

(2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが多く開催されており、事務作業やイベント開催経費、参加者の交通費などの負担軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

(3) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保存・活用に資する施策

県内では日本の棚田百選に4地区が選定されるなど、多くの棚田は美しい景観を誇り、文化財として貴重な価値を有している。今後も棚田の美しい景観を維持するため、文化的景観等、文化財を保存・活用するための施策の活用を図る。

(4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

棚田地域では農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄地が増えていることから、中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度や、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、平地に比べて農地集積が進んでいないことから、農地集積に資する施策を通じて農作業の効率化を図っていく。さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化

や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

(5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

地すべり防止区域内にある棚田地域においては、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、集落機能や地域ネットワークの維持・活性化に資する施策の活用を図る。

(6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田地域は観光資源として大きな魅力を有していることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。また、観光の促進に向け、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

(7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害防止対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有しており、自然体験イベントやエコツアーの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。一方、鳥獣被害は依然、深刻な状況が続いていることから、侵入防止柵や捕獲檻の設置、ジビエの利活用を含め、鳥獣被害防止対策に資する施策の活用を図る。

岡山県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や協議会等に対して徹底した情報提供を行うものとする。

2 岡山県における推進体制

(1) 岡山県棚田地域振興庁内連絡会議の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境等の部局の職員から構成される岡山県棚田地域振興庁内連絡会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部農村振興課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

3 岡山県独自の支援施策

県では、直売所や農家民宿、農家レストラン、体験農園等の農村観光資源を組み合わせた地域の魅力を高める取組を支援する「中山間地域“食と農村”の交流促進事業」や、小学校区等の広域的な単位で地域運営に取り組む地域を「おかやま元気！集落」として登録し、市町村等と連携してその取組を総合的に支援する「おかやま元気！集落支援事業」などの棚田地域の活性化に資する施策を、市町村や地域が有効に活用できるよ

う、岡山県棚田地域振興庁内連絡会議で連携しながら支援していく。

また、県内では4地区の棚田が景観、伝統、文化の維持保全の観点から、平成11年に日本の棚田百選に認定され、これらの棚田については令和元年に棚田カードを作成し、県ホームページで紹介している。また、今後、指定棚田地域に指定された地域についても、県ホームページで紹介し、周知を図っていく。

4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、県内の棚田地域において横展開を図る。また、県内の棚田地域に関する情報を県内外に広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、県ホームページにおける棚田ページへの掲載や棚田カードの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うものとする。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請に当たっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも綿密に連携しながら、選定することとする。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる棚田地域

ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

イ 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金等を活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。